



発行所 日本看護連盟  
〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 5-8-2  
Tel 03-3407-3606 Fax 03-3407-3627  
発行人 高原静子

No. **435**  
2023年12月10日号



## 友納理緒参議院議員が11月16日、 厚生労働委員会で質問しました

### 〈質問の要旨〉

- ①「医療現場におけるハラスメント（利用者側から医療者へ）」は、もっと対策が進んでしかるべきである。地域医療介護総合確保基金は活用されているか？ 国としての対策は十分か？
- ②裁判例において、転倒・転落事故等の事故防止について看護師の注意義務違反が認められた事例がある。国として、現在の人員配置基準等で適切に安全対策を行えると考えているのか？
- ③病院から訪問看護への個別的な看護ケアの継続や、看護職員の確保、業務負担の軽減という観点から「看護DXの推進」が必要。コストの課題はあるが、国の現在の取り組み状況と今後の方針を伺いたい。

友納理緒参議院議員が、2023年11月16日の厚生労働委員会において、「医療現場におけるハラスメント(利用者側から医療者へ)」「医療安全対策」「医療および看護のDX」について質問を行いました。

冒頭で友納議員は、「医療や介護の現場では、診療報酬・介護報酬等の固定収入で運営されている一方で、物価高騰の影響により、人件費外の経費が上昇し、賃上げをたくてもその原資が得られない状況だ。2022(令和4)年度の診療報酬改定で看護職処遇改善評価料が新設されたが、全看護職員の三分の二に当たる約100万人は対象になっていない。2024(令和6)年の診療報酬等の改正が適切になされ、全ての看護職員、医療・介護分野で働く人の賃上げが可能になることを強く願う」と訴え、質問に移りました。

このニュースレターは、職場で看護政策や政治について考える時の資料になるよう、日本看護連盟が施設連絡員や代表者、役員等に対し特別に配布するものです。ミニ研修会や会議の資料等として積極的にご活用ください。

## ●医療現場におけるハラスメント(利用者側から医療者へ)

100床以上の医療機関を対象としたある調査では、全体の約85%の施設で患者・家族等からの看護職員に対する暴力、ハラスメント等の報告があったという結果になっている。10月26日、約30年ぶりに「看護師等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針」が改定され、その中では患者、家族等からのハラスメント対策についても記載がなされた。しかし、もっと対策が進んでしかるべきである。特に訪問看護の現場は、密室による暴力、ハラスメントの危険性が高い。

ハラスメント対策に地域医療介護総合確保基金が活用できることは承知しているが、地方に任せるのではなく、国として、厚生労働省として対応すべきだ。

①現状、この基金が訪問看護のハラスメント対策にどれくらい活用されているか

②国として、対策が十分か

見解をお聞かせいただきたい。

### 【①浅沼一成・厚生労働省医政局長】

議員指摘のとおり、地域医療介護総合確保基金において支援を行っているところだ。都道府県において、暴力、ハラスメント対策の研修、対策マニュアルの策定、相談窓口の設置、検討委員会の開催等の取り組みを行っている。

### 【②武見敬三・厚生労働大臣】

国レベルでは、看護職員を含む医療従事者向けのe-ラーニングの提供、診療報酬、介護報酬において複数名による訪問看護を行った際の加算等の活用がある。2023年10月に改定した看護師等確保基金指針においても、訪問看護における暴力、ハラスメントに対する安全対策の重要性を新たに明記した。

## ●医療安全対策

最近、転倒・転落や誤嚥等の事件について医療側に厳しい判断がなされている。医療者として事故防止対策を行うことは当然だが、転倒・転落事故等はさまざまな背景がある。例えば、ナースが別室患者の介助のために目を離れた隙に、当初付き添っていた患者が便座から立ち上がり転倒し、看護師の注意義務違反が認められた事例がある。しかし、これは明らかに人員が不足していることによる。

厚生労働省として現在の人員配置基準等で適切に安全対策を行えると考えているのか。また、人員配置等で対応しないのであれば、明確なルールを示すべきではないか。

**【浅沼一成・厚生労働省医政局長】**

看護職員の配置については、病院の規模や機能に応じて個々の病院で判断されており、標準以上の人員を配置している医療機関もある。

医療事故防止については、厚生労働科学研究において、専門家の知見等に基づき、転倒・転落防止のためのガイドラインを作成しているところだ。ガイドラインを周知するとともに、事例の収集、再発防止策の検討等で、医療機関の安全対策につなげていきたい。

**●医療および看護のDX**

医療DX令和ビジョン 2030 の実現に向け、全国医療情報プラットフォームの活用や電子カルテ情報の標準化等が進められているが、看護に関する情報は含まれていない。例えば、患者が他病院や訪問看護ステーションに移行する場合に看護師が作成する「看護情報提供書」等の情報がプラットフォームに掲載されれば、個別的な看護ケアが継続できる。また、電子カルテに看護記録の機能を持たせることは、看護の質向上と看護ケアの継続のために重要だ。看護職員の確保、業務負担の軽減という観点からも看護DXの推進は必要である。コストも課題だと思うが、国の現在の取り組み状況と今後の方針を伺いたい。

**【武見敬三・厚生労働大臣】**

2024(令和 6)年度には、看護等の領域における関連情報について標準規格化を行うこととしている。現在、厚生労働科学研究において、看護情報のうち、医療機関間等で共有すべき情報の検討や、情報の標準規格化の検討を進めているところだ。また、2023(令和 5)年度補正予算案の中で、ICT機器を活用した看護業務の効率化の実施やその効果の検証を行う事業を盛り込んでいる。

\* 参議院での質問の様子は、参議院インターネット審議中継  
<https://www.webtv.sangiin.go.jp/webtv/index.php>からご覧いただけます。

